損益計算書

（平成18年4月 1日から
平成19年3月31日まで）

損失 科目	金額（円）	利益 科目	金額（円）
経常費用	1,795,089,514,054	経常収益	1,834,390,454,314
借入金利息	1,488,030,387,639	貸付金利息	1,413,021,531,624
債券利息	98,392,894,718	個人住宅貸付利息	1,183,408,522,828
買取代金利息	382,784,900	賃貸住宅貸付利息	123,388,467,569
住宅融資保険支払保険金	5,217,866,116	分譲住宅貸付利息	18,724,273
業務委託費	20,855,176,764	住宅改良貸付利息	13,452,167,979
金融機関手数料	16,032,518,653	災害復興住宅貸付利息	19,040,223,764
地方公共団体等手数料	4,590,064,254	地すべり等関連住宅貸付利息	1,207,927
沖縄公庫手数料	545,957	宅地防災工事貸付利息	4,157,173
担保物件処分等委託費	232,047,900	都市居住再生貸付利息	23,963,064,690
事務費	20,420,385,460	市街地再開発事業等貸付利息	19,745,487,217
俸給及諸給与	9,501,038,940	中高層耐火建築物貸付利息	7,680,511,673
諸支出金	1,570,826,508	宅地造成貸付利息	2,065,668,222
旅費	175,964,455	関連利便施設貸付利息	14,702,008
業務諸費	6,823,175,487	社宅等貸付利息	12,287,952
独立行政法人移行準備業務諸費	1,032,711,082	財形住宅貸付利息	20,226,338,349
交際費	863,954	買取債権利息	41,923,520,588
債権保全費	377,205,137	住宅融資保険料	1,724,158,084
税金	384,152,341	貸付手数料等収入	1,301,519,350
賠償償還及払戻金	554,447,556	貸付手数料収入	631,351,600
債券発行諸費	11,263,296,509	支払方法変更手数料	670,167,750
償却費	45,916,700,842	受託手数料	959,588,880
貸付金償却	41,511,386,097	一般会計より受入	331,000,000,000
20 固定資産減価償却費	484,227,181	補給金	288,000,000,000
債券発行差金償却	3,921,087,564	交付金	43,000,000,000
住宅融資保険支払備金繰入	3,633,107,803	預け金利息	3,450,353,594
住宅融資保険未経過保険料繰入	14,279,048,641	有価証券益	2,052,599,219
貸倒引当金繰入	86,286,658,825	有価証券利息	951,072,992
信託債権損失引当金繰入	15,968,089	金利変動準備基金有価証券利息	452,657,177
雑損	395,237,748	有価証券益	648,331,224
当期利益金	40,179,231,055	金利変動準備基金有価証券益	537,826
		雑収入	2,923,534,692
		労働保険料被保険者負担金	69,615,471
		住宅融資保険雑収入	2,594,470,439
		雑益	259,448,782
		住宅融資保険支払備金戻入	4,116,831,029
		住宅融資保険未経過保険料戻入	15,683,515,616
		貸倒引当金戻入	16,233,301,638
		特別利益	
		固定資産売却益	878,290,795
合計	1,835,268,745,109	合計	1,835,268,745,109

（注）　当期利益金40,179,231,055円は、財形住宅資金貸付特別勘定の利益金6,208,280,749円及び既往債権管理特別勘定の利益金43,000,000,000円の合計額と住宅資金融通事業に係る 損失金5,247,681,847円、証券化支援特別勘定の損失金3,752,831,934円及び住宅融資保険特別勘定の損失金28,535,913円の合計額との差額である。

なお、住宅資金融通事業に係る損失金5,247,681,847円は、独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号。以下「法」という。）附則第3条第4項の規定により繰り越すこととして整理することとし、財形住宅資金貸付特別勘定の利益金6,208,280,749円は、法附則第3条第4項及び法附則第10条の規定による廃止前の住宅金融公庫法（昭和25年法律第156号。以下「旧公庫法」という。）第26条の2第2項の規定により同勘定の積立金として整理することとし、証券化支援特別勘定の損失金3,752,831,934円は、法附則第3条第4項及び旧公庫法第26条の2第3項の規定により取り崩すべき同勘定の積立金がないので、繰り越すこととして整理することとし、住宅融資保険特別勘定の損失金28,535,913円は、法附則第3条第4項及び旧公庫法第26条の2第3項の規定により取り崩すべき同勘定の積立金がないので、繰り越すこととして整理することとし、既往債権管理特別勘定の利益金43,000,000,000円は、旧公庫法附則第17項の規定により、特別損失を埋めるため一般会計から受け入れた交付金により生じた利益金であるので、法附則第3条第4項及び旧公庫法附則第18項の規定により特別損失を減額して整理することとする。